

もとぶ子育て世帯転入奨励金事業

【目的】

子育て世帯の転入を促進し、人口増加を図る事を目的に町外から町内に転入した未就学児を帯同した子育て世帯に奨励金を交付する。

【内容】

未就学児を帯同した転入者に対し、1世帯10万円を支給する。

【対象】

- ・令和6年4月1日以降に転入した子育て世帯の未就学児の保護者
- ・帯同して転入した世帯員が、転入日の前日まで連続して1年以上本部町外に住民票を有していること。ただし、帯同する未就学児が1歳未満の場合はこの限りではない。
- ・転入前の市区町村において税の未納が無いこと。
- ・国、県等から同様の趣旨の奨励金の交付を受けていない者。

【スキーム】

